

## 京都学園大学・京都先端科学大学同窓会支部設置に関する規程

第1条 本規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本会」という。）会則第5条に基づき、支部の設置・運営に関することを定める。

第2条 支部は、本会および大学の発展に寄与するとともに、支部会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条 本会の支部は次に定めるものとする。

- (1) 都道府県支部
- (2) その他支部として認められたもの。

第4条 前条第1項第1号に定める支部は、2以上の都道府県が合同で設置できる。設置後、都道府県単位の独立することは差支えない。

第5条 支部の名称は、次に定めるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に定める都道府県支部については、その都道府県名を付し、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会〇〇支部と称する。ただし、2以上の都道府県が合同で設置する場合はこの限りでない。
- (2) 第3条第1項第2号に定める支部については、その支部に相応しい名を付し、京都学園大学・京都先端科学大学〇〇支部と称する。

第6条 支部を設置するときは、理事会承認のもとに設立準備会を設置し、設立総会を開催するものとする。

第7条 支部は設立総会において、次の各号に定める事項を決定することにより発足する。

- (1) 支部会則
- (2) 支部役員
- (3) その他支部の運営に必要な事項

2 前項第1号に定める支部会則は、本会会則に準ずるものとする。

3 支部役員は、次のとおりとする。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 支部幹事 若干名

4 支部役員を選出及び職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部幹事は、当該支部所属会員のうちから選出し、支部長が任命する。
- (2) 支部長および副支部長は、支部幹事の中から互選により選出する。
- (3) 支部長および副支部長ならびに支部幹事は、支部の事務を掌る。

第8条 支部は、年1回総会を開催するものとする。

第9条 支部に要する経費は支部の負担とする。ただし、本会は支部に対して支部活動運営助成金を交付することが出来る。支部活動運営助成金の交付に関しては、支部活動運営助成規定にこれを定める。

第10条 支部長は、次の各号について、事前に事務局を通じて、会長に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 会議を開催するとき
- (2) 会則及び諸規則の制定改廃をするとき
- (3) 役員を変更するとき
- (4) その他支部運営に関する重要な事項

第11条 支部は会長に対し次の各号について文書で報告するものとする。

- (1) 総会
- (2) 支部活動
- (3) その他支部長が必要と認めた事項

第12条 第10条及び第11条に定める報告がなされないときは、理事会の議を経て、会長はその改組を勧告し、または廃止することができる。

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行なうことができる。

附則

- 1 この規程は、平成21年11月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成31年 4月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和 5年 9月9日より施行する。